

広島県告示第四十八号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
位藤外科	広島市南区宇品御幸四丁目一三番一號
徳永医院	安芸高田市甲田町高田原一四一九の一
石井外科整形外科眼科医院	福山市今津町三の八の五六